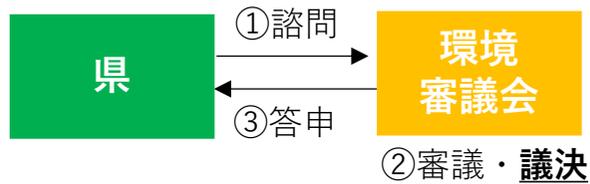


部会設置の考え方について(案)

(1) 原則



(2) 審議会で審議する前に、専門的な知見によって審議を深めることが効率的かつ効果的と判断される場合

審議会の判断により、部会を設置し、部会での審議を踏まえて審議会で審議・議決を行う。



【想定】 宮城県環境基本計画の策定
みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略等の基本計画 等

(3) 特定分野の専門的な知見によって審議することが効率的と判断される場合

審議会の判断により、部会を設置し、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。



部会の議決をもって審議会の議決とすることが可能

【想定】 公共用水域水質測定計画及び地下水測定計画の策定
水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定 等